## 渡辺惺之教授 オーラルヒストリー

聞き手: 桶 爪 誠(法学部教授)

樋爪 退職記念のオーラルヒストリーということで,よろしくお願いいたします。

渡辺先生は、「国際民事訴訟法」の第一人者として、広く知られています。先生が学生時代、研究をお始めになった頃、国際民事訴訟法は今ほど明確ではなかったと思いますが、そもそもこういう研究に携わられたきっかけを少しお教えいただけたらと思います。

渡辺 はじめは国際私法との縁なのですが、これもかわった縁で、あまり 人にお話したことはないのですが、特別な学問的関心から国際私法と縁 が生じたわけじゃないのです。当時,東京大学の国際私法の教授は江川 英文先生でした。この江川先生は,幕末に品川のお台場に砲台を築いた 江川太郎左衛門という方のお孫さんに当たられるのですね。江川太郎左 衛門というのは、徳川時代は韮山代官で代々この太郎左衛門という名前 を継いでおられ、もともとは鎌倉時代からのお宅が今も残っているとい う伊豆地方の名家なのです。江川邸の裏門には豊臣秀吉が小田原攻めし た時の鉄砲の跡があるという家なのです。徳川時代に幕府直轄地であっ た伊豆の韮山代官だったのです。私の家は静岡の三島宿の町年寄で代官 と町年寄との関係で古くから関係があって、また、たまたま私の父母の 結婚の「かねおや」という役を江川先生ご夫妻がなさってくださったこ ともあって、私が大学生で東京に下宿をはじめたため、母が毎年5月に 静岡の新茶を送ってきて江川先生のところにお届けするようにいわれた のです。それで年1回,新茶を持って玉川瀬田の江川先生のお宅に伺っ て新茶のお届けにあがると,江川先生が「あがんなさい」ということで 話をしてくださいました。当時は全く国際私法ということは知らなかっ

たのですが,江川先生が国際私法という学問をされていらっしゃるのだということを,その時に知り関心を持っていたんですね。

学問的な関心としては,あの当時,1960年代後半,70年代よりちょっと前は,大変学生運動が盛んな時で,そういう風潮の中でゼミに進む時,どこに進もうかと考え,法哲学か,労働法かと思っていたんです。当時,慶応大学で法哲学,労働法の両方担当されていて学生に人気があった峰村光郎先生で,そのゼミの説明会に行ったんです。その時,先生がいうのに「法律を勉強するのに医学でいえば内科,外科のように,刑法とか民法とかをやるのがいい。国際私法みたいなのは歯医者みたいなものだ。学生の時代から歯医者みたいなものをやるのはどうか」と,正確ではありませんが,このような趣旨の話をされました。江川先生との関係で,当時まだ中身は知りませんが,国際私法というのに関心に持っていたものですから,非常にカチンときたんですね。それで「これはやめた」といって,慶応でどの先生が担当されているかも知らないまま,国際私法ゼミにいこうと決めたわけです。そうして国際私法のゼミである須藤次郎先生ゼミに入ったんです。

樋爪 須藤ゼミはいかがでしたか。

渡辺 須藤先生には,国際私法について特に何かを教えていただいとか, 特別な問題に関心を持たせて頂いたということはなかったと思いますが, ブラジルで生まれ日本にこられたというご自身の体験から,国柄や文化 的背景の違いみたいな独特の感覚を持って,ものを見ていらっしゃいま したので,知らずに私も国際私法の見方などに影響を頂いたかも知れま せん。須藤先生の指導教員は一橋大学におられた久保岩太郎先生で,久 保先生の「国際私法概論」をテキストにしていました。

ゼミを4年で終える時になって,法学部のことですから卒業論文はないのですけれど,「卒業レポートを書くといいよ」といわれました。江川先生のところにお茶を持っていった折に,先生から「法性決定がよいのでは」とご助言を頂きました。しかし,話をしている中に「君はまだ

院生じゃないんだね。学部生ならば最高裁から判例が出ているから離婚の国際裁判管轄をまとめてみては」と助言して頂きました。それで離婚の国際裁判管轄の判例を集めはじめました。昭和39年の判例が出た直後でしたけど,その前までに下級審判例が数えてみると38くらいありました。ところが判例ごとに理屈が違うんです。問題へのアプローチ自体が定まっていないという状態でした。当時,事件数も多く判例も多いが,判断はバラバラという感じでした。結局,当時の私では卒業レポートにまとめきれませんでした。山田鐐一先生が『ジュリスト』の300号記念号で当時の判例を概観していますが,その頃の雰囲気を伝えてくれます。結局,卒業レポートは書けなかったのですが,大学院に進みました。今にして思えば一種のモラトリアムだったかと思います。研究者になることを希望していたわけではありませんでした。

樋爪 大学院では何を研究されたのですか。

渡辺 大学院に進んだ後,伊東乾先生が最高裁の民事訴訟法判例評釈の研究会を開いていました。その研究会で39年大法廷判決がとりあげられるということを聞き,須藤先生にお願いして参加させて頂きました。卒業レポートはまとめられませんでしたが,判例を集めていて,自分なりに何の問題なんだろうと考えてはいたので,研究会でも若輩ながら意見を言ったのだと思います。研究会が終わった後,伊東先生から民訴法判例研究会に加わるよう,お話を頂きました。そこから民事訴訟法の勉強を始めました。伊東先生の授業は今から思ってもすばらしい講義で,非常にわかりやすく,かつレベルの高い授業でした。学部の講義に出ていて,大変尊敬していましたから,先生から声をかけて頂いて喜んで民訴研究会に参加しました。そこから大学院ではメインは民訴判例研究会となり,評釈も二,三書かせて頂きました。

民訴法の勉強を始めてみると,当時は丁度,三ヶ月章先生の法律学全 集の教科書が出た時で,新訴訟物理論と旧訴訟物理論の議論などにはま りこんでしまい,国際私法より民事訴訟法の方が面白くなってしまいま した。池原季雄先生が国際裁判管轄という問題を国際民事訴訟法の問題 と位置づけられた時期と、ほぼ重なるのです。そもそも39年判決自体が 池原先生の論文から強い影響を受けていたわけですし、国際民事訴訟法 とか国際裁判管轄権を研究テーマとして意識し出したのだと思います。

修士論文は,ダイシーの実効性の原則を裁判管轄の要件としている理解に興味を持ったことから,伊東先生の講義を聞き訴えの利益という問題に大きな関心を持っていましたので,実効性の原則というのは訴えの利益の問題ではないかと思い,修論のテーマにしました。これは後に国際私法学会で報告させていただき,論文として発表しました。これが最初の論文らしい論文です。ただ,今読むと内容はともかく,その表現はまさに汗顔の至りです。

樋爪 どういうきっかけで、研究者になられたのですか。

渡辺 修士課程に進みましたが,もともと今で言えば一種のモラトリアム のような気持でしたから、大学の教員になるつもりはありませんでした。 何となく教師というと聖人君子風の生き方を強いられるような感じで、 研究は面白いけれど、教師は嫌だという感じでいました。修士もモラト リアムで4年になってしまい博士課程に行き本当の研究者になる覚悟も なく、しかし、私企業に就職する気にもならず、結局、東京都に内定し ていたんです。そこに急に島根大学で民訴の先生を探しているというこ とで,伊東先生と石川明先生からお声をかけて頂いたのです。ただ,は じめ東京を離れるのは嫌でしたし、友だちもほとんど東京にいましたか ら,一度はお断りにいきました。石川先生にいろいろ諭され,ともかく 一度島根に顔出ししてきなさいということになり、1月でしたね、今ま で西の方に行ったことがなかったのですが、できたての新幹線で京都ま で行き,そこから山陰線で松江に行きました。ご紹介をしていただいた 近藤正三先生に「部屋で待ってなさい」といわれて,待っている間に教 授会があったらしくて,採用が決まったといわれました。それで,さあ 困ったなと思ったんですが,結局,都庁にお断りに行き,島根大学に行

くことになりました。

そういう経過で行きましたから,島根大学では民事訴訟法と強制執行 法を講義しました。国際私法は三浦正人先生に毎年,集中講義に来てい ただいておりました。三浦先生が集中講義にいらした時に話を伺うとい うことでした。国際私法の講義は島根大学では辞める2年前から2回担 当したと思います。三浦先生が退職された後、名古屋大学の山田鐐一先 生に集中講義に来ていただきました。その前であったと思いますが、有 斐閣から「国際私法演習」が出版されました。私は国際裁判管轄につい て演習解説を書く機会をいただいて書いたのですが、山田先生から表現 が難しい,学生がわかるように書くようにご指導を頂きました。当時校 正の段階で編者の山田先生が非常にていねいに赤を入れてくださいまし た。山田先生にお礼を申し上げました時に,日本語の言葉づかいを勉強 するよう勧められ、谷崎潤一郎の文章論を読むように勧められました。 早速買って読みましたが、いまだに文章表現は上手ではないです。山田 先生,川上太郎先生,澤木敬郎先生等から時に応じてご指導を頂き,国 際裁判管轄という問題についてだんだん輪郭がつかめるようになってき たように思います。ミュンヘン大学のヘルドリッヒ教授の国際裁判管轄 と準拠法の論文も大きな刺激を与えてくれたと思います。民事訴訟法と 国際私法と両方からスタートしたということが、私の場合は特徴だった のだろうと思います。

樋爪 それが先生の「国際民事訴訟法」研究の礎だったのですね。具体的には、どういうテーマに取り組まれたのでしょうか。

渡辺 国際私法と手続法との関係,手続法からみた渉外事件という意識は常に持っていました。これまでに取り上げたテーマの多くがそういう問題にかかわっているように思います。国際裁判管轄の他に,研究テーマとして思い出の深いものの一つは外国形成判決の承認に関する問題です。当時,準拠法要件説というのがあり,民訴200条,現在の118条が掲げる承認要件の他に,外国判決において日本の国際私法が指定する準拠法が

適用されているという要件を必要とするという江川先生の見解です。ドイツではそれとは少し違って,形成的効力は準拠法に基づき発生するが準拠法国が当該判決を承認することを要件とする方向で要件化する見解が有力でした。当時大分考え迷いもありましたが,外国判決承認を制度化している場合は,判決の効力と包括できる効力は全部それで一括りで考えた方がよいのではないかとして,準拠法要件は不要という説に加担しました。裁判による形成の場合と、法律行為による形成の場合とで二つの外国形成の効力承認ルートが分かれる。裁判による場合,判決の場合は118条適用となるわけですが,判決以外の非訟裁判による形成の場合について,手をつけていない状態でした。

先年,国際私法学会で報告する話になり,あまり上手に報告できな かったのですが、このテーマを取り上げたのは、その続きのつもりだっ たのです。判決ではない非訟裁判による形成の場合、その非訟裁判が当 事者対立構造による手続の場合は判決承認と同じでいける。非訟裁判の 形成的効力はどう考えるかという問題です。これについて基本的に形成 効は承認されないと考えてはどうかという報告をしました。国際私法学 会報告ではあまりいい反応を頂きませんでした。報告の趣旨は、特に成 年後見のような場合,厚生行政的な側面,行為能力を喪失した,例えば 老人について社会的なケアシステムに関わる厚生行政の側面がある。そ の裁判は純粋な意味での司法作用というだけではなく,厚生行政システ ムに組み合わされている。日本の成年後見決定によって、どういう効果 が生ずるかというのは、厚生行政システムと司法的判断との間に接点が あって、それが合わさって効力が考えられている。厚生行政システムは 各国ごとに違いますから,他の国での成年後見開始決定のシステム上の 効力を承認しても日本のシステムには意味がないわけです。外国の成年 後見開始設定の中で,行為無能力者としての取扱いが相当だという判断. 部分を元にして,あとは日本の成年後見システムの中にそれに合わせた 効力を生じさせる作業になる。それは判決の効力承認とは違う。むしろ

外国破産の承認援助制度と制度的に似ている。承認という言葉を使うとしても外国破産裁判の承認に近いという趣旨を報告したつもりでした。 行政的なシステムと司法的な部分の密着があるので,それを切りわけずに一括承認とはしないという趣旨のつもりでした。

桶爪 他にはいかがですか。

- 渡辺 もう一つ思い出深いテーマとしては,第三当事者訴訟の判決承認の 問題があります。ブリュッセル 規則に担保の訴えの管轄に関する規定 があります。まだブリュッセル条約の時代に、この担保の訴えというの は何か、はじめ意味がわかりませんでした。結局、これは求償請求訴訟 を一体として巻き込んだ特殊な訴訟ということが分かりました。その点, 英米法でいう第三当事者訴訟とよく似ている制度です。日本では訴訟告 知をし,又は,補助参加させて,本案訴訟判決には参加的効力を認め後 の求償請求訴訟の判決に既判力・執行力を認めるとして二つに分けてい ます。担保の訴えや第三当事者訴訟では、これを一緒にしたシステムと いえます。この判決の日本での承認・執行が問題となった場合に、どう 考えるかという問題です。日本やドイツの訴訟告知では求償義務者に対 する国際裁判管轄を考えられていない。本案の損害賠償請求管轄裁判所 に訴訟告知を行うことができる。第三当事者訴訟の場合は、そこに求償 義務者に対する求償請求の国際裁判管轄を認めていることになります。 そこの違いがありますが、第三当事者に対する国際裁判管轄が日本法の 基準に従い認められる場合という条件の下で、承認してもいいのではな いかとしました。後のサドワニ事件の最高裁判例とほぼ同じと思ってい ます。
- 樋爪 サドワ二判例とは,香港の裁判所における訴訟費用等に関する命令の日本における承認執行が問題となった平成10年4月28日の第三小法廷判決ですね。
- 渡辺 サドワニ判例は論点の多い重要な判例ですが,私はいろいろな点で 評価できる判例と思っています。この判例について当時,鏡像理論を廃

したと表した見解もありましたが、私は必ずしもそうではなく、鏡像理論を当時の法制度の下で廃したと言うより、鏡像理論によっては承認の可能性がない場面でも承認できる可能性を広げたのだと評価しています。他にもいくつか思い出深い議論はありますが、裁判管轄に関しては何と言っても主観的併合請求の国際裁判管轄、共同訴訟管轄の問題です。 澤木先生を始めとして反対論が強かったですが、今度の民訴法改正で主観的併合の国際裁判管轄が認められたことに時代の変化と感慨を感じます。改正規定は私が主張していたよりも広く、民訴法38条前段で足りるとした上で「特別の事情」で絞るということになっていると思います。

国際民事訴訟法の分野は国際私法そのものではなく国際私法と手続法との関係の中で考える問題であり,それに関心を持ってきたところに特徴があったかと思います。最近ドイツ法系の国際民事訴訟法学会に参加させて頂いていますが,参加者の半分は国際私法の方と言うことも多いです。ドイツの先生方に聞くと,国際私法の問題は手続法の理解が不可欠だという認識が広く受け入れられているようです。国際私法は特徴的な法分野だと思いますが,適用法の調整という場面で,特に家族法分野の場合は手続的適応とか代替可能性とかという手続と実体との関係が密接ですので,手続法からのアプローチを抜きにはできない場合が多いと思います。逆に,手続法の視点から考えていくことが実務的にも有益ですし,興味深い問題がたくさん見えてきます。今後,国際私法を勉強される方々が民事手続法の基本を理解しておくことは重要になるように思います。

- 樋爪 たしかに,国際私法をどう研究しまた教えるのかというのはなかなかに難しい課題ですね。
- 渡辺 国際私法についてもこの歳になって思うところがあります。 純粋に 準拠法決定という話だけではなく, 準拠実質法, 適用手続法などの全体 が一体になって事件解決ができるのですから, できるだけ切り離さない 方がいいと思うのです。 全体として渉外関係私法のような形でつかまえ

ていくということは大事だと思います。ドイツ法では裁判管轄や外国判 決の承認は民訴法の教科書であつかわれ、国際私法のテキストでは扱わ れていません。英米系では一緒にされており,準拠法のコンフリクトと 裁判管轄などのコンフリクトをまとめて抵触法の教科書で取り上げるの が、伝統的と云えます。しかし、ドイツでは国際私法の人はほとんど民 訴法の感覚を持っています。大学での担当講義の配分が専門分化してい ないので、例えば、先頃、立命館大学に来られブレーメン大学のブッフ ナーさんはアウグスブルグ大学で国際裁判管轄ドクター論文を書かれま したが, 教授資格論文は情報法, 現在のブレーメン大学での所属講座は 民法、医事法です。いろいろな分野に広がっています。そこが強みだと いう気もします。専門性の純度は高くなるけれども、ある意味での実用 性という面からいくと落ちてしまう。その点でロースクールになって国 際関係私法という妙な科目になりましたが、この点では、怪我の巧妙か もしれなくて,結果的に国際私法学にとっていい面もあるかと思います。 樋爪 先程,承認執行のお話のところで,財産法ですと,準拠法の確定も 大事だけれど紛争解決の合理性とか手続的な面も重要というお話があっ たかと思います。この点、人訴・家事事件ですと、本国法主義という大 きな考え方もあるけれども,成年後見の例でもおっしゃいましたが,社 会一般の関係とか,住んでいる地域の公法規範との関係とかあって,こ れからもそういう相剋が続くのかなと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺 もっと強くなるのではないかと思いますね。

樋爪 今回,改正もありまして,手続法のところが一つ解決がついたと思いますが,国際私法の方も先生が平素おっしゃる,法学一般の言葉でしゃべるという領域まで変化していく必要があるということでしょうか。
渡辺 そう思いますね。国際私法学会でも,ロースクールの導入の影響もあって,なかなか若い人に研究・教育職就職の口が減って,それに伴い院生の数も減り,伸び悩んでいるように見えます。弁護士の先生方を国

際私法学会に誘ったりしますが,学問的な興味を持っている人は別です

が、「実際に役に立たない」という人が割に多いように思います。役に立たないことなどないのですが、実務家の人たちに理解されにくいところがあるように思います。アカデミックになりすぎているともいえるかもしれません。国際私法というのは見方によると奇妙な学問分野で、統一私法もありますが、ほとんどが抵触法です。しかし、抵触法は法適用に際しての調整手法で、言い換えると抵触法という法適用手法についての学会とも云えます。しかし、実務の現場が求めているのは手法の解析ではなく全体の結果ともいえます。ロースクールになって裁判所から派遣されて来られる先生方がいますが、国際私法は難しいといわれます。馴染みにくい分野にしちゃっている。

樋爪 国際私法も変わっていかないといけませんか?

渡辺 変わっていってほしいと思います。事件も増えています。例えば, 大阪家裁でも渉外家事事件の事件数はかなり増えていると思います。 従って,実際に裁判官も国際私法の問題に悩まれる例も少なくないと思 います。しかし,実際に直面する問題の多くは細かく,手続と結びつい ている例が多いようです。例えば,在日韓国人の相続事件で,相続準拠 法は韓国法の場合の限定承認事例でしたが, 相続財産として不動産が あったので,それを売却して債務の支払に充てていた。その不動産は価 値下落の中で売りにくい中で、相続人の知り合いに買い取ってもらって いた。このような相続財産処分について日本では民法932条により必ず しも競売によらなくてもよいとされているが,韓国法では競売によるほ か処分の方法を認めていないということでした。しかし,競売にかけて も売れる見込みのない不動産で、知り合いの好意で買ってもらったとい う事例で,これをどうするという話でした。このような場合にどう対応 するか、いろいろな対応解釈の可能性があると思います。手続的適応と か、公序則適用とかその他にもあるかも知れませんが、そういう時に役 に立つような,こっちを考えることが大事だと。今までは準拠法はこう です,それによるとこうですという形で理屈の方から説明していますか

- ら,現場の裁判官にするとわかりにくい。そういうのが大事だろうなと 思います。
- 樋爪 先生が目指されているところは,理論と実務の架橋のようなことでしょうか。
- 渡辺 実務との関係は大事だろうと思いますね。純粋解釈論でやると抵触法という法の適用調整方法についてのある種,同好会のような雰囲気になるのですね。あのケースにはこの手法で適用するとこうなるとか,こっちの手法で考えると結果が違ってくるという具合の議論になるわけです。そういう学問と学会だという思いでいれば,それでいいんですが,その場合は何か本居宣長などの国学のような感じで,福沢諭吉がいう実学とは対照的なものになる。学会として実務法曹に対しても影響力を持とうとすれば,実務的な関心にも歩みよらないといけないのではないかと思います。
- 樋爪 少し,先生のご経歴の話に戻りますが,私が先生のお名前を初めて 拝見したのは『国際私法概論』で,あの時はすでに大阪大学に移籍され たのだったでしょうか?
- 渡辺 移る直前だったと思います。
- 桶爪 大阪大学では国際私法、国際民訴を教えられていたのですか。
- 渡辺 大阪大学に移ったのは,国際民事訴訟法の講座が新設されて,国際 私法でもない民訴でもないというので呼んで頂いたと思います。ですから大阪大学では学部ではずっと国際民訴の授業で,大学院では国際私法 や国際取引法にかかわる問題をテーマとした授業もやりましたが,基本 は国際民訴でした。国際私法,国際取引を加えた渉外関係私法全体の講義を一人で自由にアレンジし,担当させて頂いたのは立命館です。人生 最後の段階になって大変いい経験をさせて頂きました。本当にありがた かったです。
- 樋爪 立命館にとっても財産になると思います。
- 渡辺 阪大の時の国際民訴にしろ,たまに集中で国際私法を教えにほかの

大学に行ったこともありますが、立命館では司法試験を受験するロースクールの学生に、授業をすることができ、本当によかったです。国際関係私法は範囲が随分と広いのですが、原則1年で出題範囲は全て教えて、司法試験に合格できるようにしなければいけない。そのためにはどう授業を編成するか、授業の進め方、レジュメのつくり方、いろいろ工夫しました。得難い機会を与えていただいて、ほんとによかったと思います。多分、長い教育歴41年間の中で国際私法に関係する全ての科目を任せていただき、自分の思い通りの授業ができたのは立命館です。ロースクールが始まった頃は不慣れなところもあったと思いますし、反省するところもありますが、だんだん上手になってきたんだろうなと自分では思っています。学部で国際私法を受講していない初めての学生が、1年間の受講でこの科目で司法試験を受験でき、何人かは「先生のおかげで受かりました」と来るようになりました。私もその意味では非常にいい勉強をいたしました。

- 樋爪 それ以外にも法学研究科の留学のお世話をしていただいてありがとうございます。先生も、当初はダイシーを研究されていて、途中でヘルドリッヒ先生に、と伺いましたが、ドイツ、オーストリーの関係はいつ頃からですか?
- 渡辺 そもそもの出発は民訴です。日本の民事訴訟法はドイツ系で民訴の 先生方は昔はドイツで勉強するのが決まりみたいな雰囲気でした。島根 大学に赴任した時,文部省の派遣留学生の募集がありまして,応募した ところ,応募の翌年に当たり,1976~77年で1年間だけでしたが,ケル ン大学に参りました。バウムゲルテル先生に受け入れて頂きました。当 時,ケルン大学には有力な先生が多くいらして,ケーゲル先生も,国際 公法・国際私法研究所という名前だったと思いますが,独立した建物に 研究室を持っていらっしゃいました。ビーレフェルト大学にグルンス キー先生,ミュンヘン大学にヘルドリッヒ先生を訪ねました。それ以降 ドイツ法を中心に勉強することになってしまいました。ケスター・バル

チン先生,ケスター先生ご夫妻と知り合ったのは,九大の河野俊行先生 がドイツの研究者を大勢招かれて国際民訴のシンポを開催された時です。 日本の国際裁判管轄判断手法における特段の事情をめぐり議論が交わさ れました。私はこの方式は疑問が多く賛成できないという趣旨の発言を したのに対して、ケスター・バルチン先生が賛成して下さったのが、 きっかけでした。その後、しばらくして来日された折に相殺と裁判管轄 合意の講演をして頂いたご縁で交際が続いていました。立命館に移りま した年が日本におけるドイツ年で, DAAD が特別に日本との学術交流 プロジェクトを募集しているので応募をさそって頂きました。応募する 時は大規模なものではないと思っていたのですが,実際に書類を作成す る段階で単発で留学生を招聘するような企画ではなく、学部間の交流協 定で、3年間継続するというものであることを知りました。それが通っ たのですね。立命館には移ったばかりで、何もわかりませんでしたが、 吉村良一学部長(当時)に交換協定を作っていただいて,立命館から ミュンヘン大学の法学部に院生を送ることができるようになりました。 刑法,家族法の院生の方が多かったと思いますが,3年後に延長され, ケスター・バルチン先生がゲッティンゲン大学に移られたので、現在は ミュンヘン大学の他の先生が担当して下さっています。これは大変よ かったと思っています。行ってくださった方もよかったと喜んでいただ きました。

樋爪 先生は国際的な共同研究に精力的に取り組まれていますので,いつも感服しています。

渡辺 国際共同研究で思い出があるのは,韓国の国際私法研究者との共同研究です。1997年だと思いますが,英国のカーディフで国際家族法学会があり参加した時,ソウル大学の李好挺先生に会いました。その時,日本で在日韓国人の両親が死亡後に生前に日本でなされたとされる婚姻届受理証明が偽造と主張された事件について,韓国で下された判決の効力承認をめぐる判例がありました。韓国法の下ではどうなるかについて,

大変親切に教えていただきました。その翌年に、松下電器の学術研究の助成基金を申請してみようと思いついて、阪大の松岡博先生、野村美明先生を誘って、3人で韓国に行き李先生に電話し、崔公雄先生はじめ韓国の先生方と共同研究を始めました。この共同研究には、民訴学会の紛争解決基金からも助成をいただき、その後の科研費による研究につながりました。その後もこの韓国との国際私法・国際民訴法の共同研究会は10年以上続いています。

日本という立場からみると極東の日本,韓国,中国,台湾は基本的にはドイツ法系で,東南アジアは必ずしもドイツ法系ではないのですが,極東ではこれらの極東アジアの国々が協調システムを採ることができれば,この領域の渉外関係法も変わってくるのではないかと思います。

この4国の国際関係私法関係の学者・実務家が共通のテーマで意見を 交わし議論をすることが大事だと思います。今,中国と日本の間では判 決承認の相互の保証はないということになっています。しかし,これは もともとは中国側の誤解によるものです。中国が先に日本との間で判決 承認に関する互恵関係が欠けるという公定解釈をしたのですが,その対 象とされた事件で問題となったのは日本の判決ではなく,債権差押命令 なのです。もともと債権差押命令は判決承認の対象となる裁判ではなく, 執行命令です。それを判決と同じと思い違いをし,日本とは互恵関係が 欠けるという大上段の公定解釈を明らかにしたのです。そのため,日本 の側からも相互保証に欠けるとの判例が下されることになった。最近は 中国の実務家でも,あれは誤解だったという方もでてきています。こう いう意見の疎通を図る機会をつくっていくことは大事だと思います。

樋爪 立命館における研究について,なにか助言をいただけますか。

渡辺 立命館について申し上げるとすれば,立命館に来て,私自身にとってはいい経験をさせていただいて,ありがたいと感謝という言葉以外にありません。立命館に移りまして,最初の年に科研費の基盤Aがあたったのです。これは私がどうとかではなく,人文社会リサーチオフィスの

支援体制がすばらしかったと、感謝致しております。申請する際の経費の計算とかが面倒で難しいんですか、当時人社リサーチオフィスにいらした高儀智和さんが大変ご親切にサポートしてくれました。その後も二宮周平先生の科研費による研究のメンバーに加えて頂くなど、私にとっては本当にありがたい研究環境に恵まれました。気づいたことといえば、立命館の先生方で執行部などの学内行政に関わっている先生方の忙しさは、一般に国立大学等と比べて大変だと感じています。そういう中で先生方は研究を絶やさず成果を上げておられる方が多くいらっしゃる。これはすばらしいことだと思います。一方で、このような先生方の研究に対する研究支援・補助の体制がもう少し充実していればという感じがすることも事実です。

学際というのはこれからの新しい研究のあり方として大事だとおもいますが、国際という研究体制も大事だと思います。海外から質の高い研究留学生が来ることで、外国の法制度についてのリアルな知識、情報がえられますし、制度比較もずっと正確にできるようになります。お互いの情報交換も潤滑にできる。海外からレベルの高い研究目的の留学生がもっと立命館に来るような環境が大事だと思います。この面で、つまり忙しい先生方の研究を支援する体制、研究領域での国際交流の支援体制という面での充実が望まれると思います。図書館についても研究図書館化がいわれていますが、元いました大学の図書館と比べても、立命館の図書館は研究者の使い勝手という点では官僚的でシステムが硬直的と感じます。また、国際交流も大変に盛んですが、外国の研究者が来て滞在して研究を続ける、その滞在型研究の国際交流の支援には必ずしも十分ではないという印象があります。これらの点を補うと、すばらしい研究拠点大学になると思います。

樋爪 研究大学,国際性のある大学は,この間の学是のようになってきていますが,まだまだいろんな面で課題を抱えているかもしれません。

渡辺 分野によって相当違うとは思いますが,法律学の場合,外国から裁

## 渡辺惺之教授 オーラルヒストリー

判官の派遣で来られる方もおられれば、企業を途中でやめて1年間勉強に来たいという方、いろいろな人がいます。昔流に、指導教授の推薦があり、何の学位をとるのかといった条件を厳格にやっていると受け入れられないということになろうかと思います。個人的には、受け入れのハードルをあまり高くせずに、来られた後でのケアシステムを充実させておくことが大事ではないかと思います。海外の法律学会の折などに立命館大学を知っているという人に合うことは少なくありません。私が知っている中でも立命館に来たことがある方も、既に幾人かいます。勉強した人たちが、どの程度いるか。こういう研究者の方々へのアフターケア的な組織化も考えてみてはどうかと思うことがあります。ミュンへン大学との交流協定で立命館に来られていた方は、その後、サンパウロ大学の法哲学の教授になられています。立命館と交流協定がいつかできたらとおっしゃっていました。そういう方々との後日のコンタクトを続ける仕組みも大事だと思います。

樋爪 これからもよろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

(このインタビューは2011年12月14日に行われました)